

## 日銀神戸 支店長の 視点



竜田博之氏

今般、台風が兵庫県に上陸しました。被災された皆さまには心よりお見舞い申し上げます。

今回の台風では、香美町に災害救助法が適用されたことを踏まえ、日本銀行神戸支店長として、神戸財務事務所長との連名で「金融上の措置」を要請しました。

聞きなれない方も多いと思いますが、この措置は、台風や地震等の被災地の金融機関等に、以下のような対応を要請するものです。

- ①預金証書、通帳を紛失した場合でも、被災者等の被災状況等を踏まえた確認方法をもって預金者であることを確認して払戻しに応ずること、
- ②届出の印鑑のない場合には、捺印にて応ずること、
- ③

### 台風7号と金融上の措置

損傷した紙幣や貨幣の引換えに応ずること、等です。また、こうした措置について実施店舗にて店頭掲示を行うとともに、可能な限り顧客に対し広く周知するよう努めることも含まれます。

阪神・淡路大震災の際も、当時の日銀神戸支店長と神戸財務事務所長が手書きの書面で、この措置を講ずることを要請しています。

もちろん、こうした措置が必要となるような災害がないことが一番ではありますが、いつ起きるか分からない災害に備えて、準備だけは怠りなく進めています。

ちなみに、台風が通り過ぎた週末、私は、今夏の甲子園で優勝した母校の準々決勝戦の応援に行ってきました。大応援の中でも、はっきり聞こえるアナウンスは、当地首響メーカーの設備で、素晴らしかったですし、何よりも猛暑の中、真剣に勝負し、応援する高校生の熱い姿に、この夏一番の清涼感を覚えました。